

令和2年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

【 議案補充説明 】

- 1 議案第112号「三重県病院事業条例の一部を改正する条例案」

頁

1

令和2年6月22日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 議案第 112 号「三重県病院事業条例の一部を改正する条例案」

(1) 改正理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に鑑み、使用料についての規定を整備するとともに、県立こころの医療センターの診療科目に脳神経内科を加える必要があるため、条例を改正するものです。

(2) 改正内容

① 使用料についての規定の整備（対象：県立志摩病院）

令和 2 年度診療報酬改定に伴う、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正において、外来診療の機能分化を推進する観点から、

- ・他の医療機関からの文書による紹介（紹介状）がない初診患者
- ・他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申出（逆紹介）を行ったものの本人が希望して受診した再診患者

から、一定額（加算料）を徴収する責務がある医療機関の対象範囲が拡大され、県立志摩病院がその対象に含まれることになったため、使用料についての規定を整備します。

なお、条例では、具体的な金額は「病院事業の管理者が定める額」としており、三重県病院事業条例施行規程を以下のとおり改正します。

【条例施行規程の改正】

現行においても、病床数が 200 床以上の病院については任意で加算料を徴収することができるため、県立志摩病院においては、紹介状がない初診患者について加算料を徴収してきましたが、今回の診療報酬改定を受け、初診および再診患者から以下のとおり加算料を徴収することとし、規程を改正します。

ア) 初診加算料

[課税] 5,500 円（現行 1,100 円）

[非課税] 5,000 円（現行 1,000 円）

イ) 再診加算料

[課税] 2,750 円（現行 設定なし）

[非課税] 2,500 円（現行 設定なし）

※金額については、厚生労働大臣が定める基準額（初診：5,000 円、再診 2,500 円）以上を徴収することとされています。

【議案補充説明】

○施行期日

令和2年10月1日

※条例改正が必要な公的医療機関については、条例の制定等に要する期間を考慮し、6か月の経過措置が設けられているため、公布からの周知期間を勘案し、10月1日施行とします。

② 診療科目の追加（対象：県立こころの医療センター）

県立こころの医療センターにおいて、新たに脳神経内科の専門医を配置して認知症治療等の充実を図るため、診療科目に「脳神経内科」を加えます。

これにより、次のことが期待されます。

ア) 認知症治療等の充実

新たな専門的知見が加わることにより、認知症治療の充実が期待できるほか、これまで内科的な治療を要するため転院させていた患者についても、症状に応じて、同センターでの対応が可能になります。

イ) 専攻医の確保

脳神経内科の専門医を配置し、診療科目を標榜することにより、脳神経内科の専門医プログラムの協力型施設としての登録が可能になることから、三重大学からの専攻医の継続的な派遣が期待できます。

○施行期日

公布の日